

令和 5 年 6 月 15 日現在

機関番号：24302

研究種目：基盤研究(C)（一般）

研究期間：2020～2022

課題番号：20K01245

研究課題名（和文）公儀触伝達にみる徳川領国と国持外様領国の両領国体制の存在と構造 幕藩体制構造研究

研究課題名（英文）Existence and structure of the regime by Tokugawa and kunimochi daimyou territories based on kougi-bure(degree of the shogunate)transfer

研究代表者

山田 洋一 (yamada, youichi)

京都府立大学・文学部・特任講師

研究者番号：50866952

交付決定額（研究期間全体）：（直接経費） 2,600,000円

研究成果の概要（和文）：本研究は、公儀触のA徳川領国（武蔵国、久美浜代官所領＜丹後国＞等）とB国持外様領国（周防・長門国等）の末端の村町までの伝達を分析することによって、A、Bにより構成される両領国の存在、構造を明らかにすることなどを目的とする。公儀触は御用留等に記される。Aは埼玉県立文書館、太刀宮文書（丹後国久美浜代官所郡中代等文書）、Bは山口県文書館を中心に調査を行った。領主文書の調査が遅れたため、村の御用留等を分析し、15年分の公儀触を確認、比較検討し、Aは全国触とAのみに関係する触、Bは全国触のみ、触数はBの方が少ないことを確認し、両領国はそれぞれ存在するとした。

研究成果の学術的意義や社会的意義

公儀から出された公儀触等のA徳川領国（丹後国武蔵国等）とB国持外様領国（因幡・伯耆・周防・長門国等）の末端の村町までの伝達を分析し、A、Bにより構成される両領国体制の存在を確認した。このことにより、幕府と各地の藩とによって、政治的な支配権力が分有され、地方分権的であるとともに実質上は中央集権的な国家体制をなしていた、とされる幕藩体制についての新たな構造が確認でき、社会的に幕藩体制の理解を深めることができたと考えられる。

研究成果の概要（英文）：The purpose of this study is to clarify the existence and structure of the regime consisting of A and B by analyzing the transmission of laws and ordinances to villages and towns at the ends of A Tokugawa territories (Musashi, Kumihama Daikansho <Tango Province>, etc.) and B Kunimochi daimyo territories (Suo, Nagato, etc.). The promulgated laws and ordinances are recorded in "Goyodome" and other documents. A was mainly investigated at the Saitama Prefectural Archives and "Tachinomiya" documents (Tango Province), and B at the Yamaguchi Prefectural Archives. Due to the delay in researching the lord's documents, we analyzed the "Goyodome" of the village and confirmed the laws and ordinances of the Shogunate for 15 years. As a result, we were able to confirm the existence of regime by A and B, as A has a law concerning the whole country and A only, and B has only a law concerning the whole country, and B has fewer laws than A.

研究分野：近世社会構造

キーワード：社会構造 公儀触 徳川領国 国持外様領国 両領国体制 法制史 国制史 地域比較史

科研費による研究は、研究者の自覚と責任において実施するものです。そのため、研究の実施や研究成果の公表等については、国の要請等に基づくものではなく、その研究成果に関する見解や責任は、研究者個人に帰属します。

1. 研究開始当初の背景

本研究は、公儀(幕府)から出された触(ふれ)(法令等)のA徳川領国とB国持外様領国の末端の村町までの伝達を分析することによって、A、Bによって構成される近世社会の体制(以後、「両領国体制」とする)の存在を確認し、構造を明らかにする。これをもって、以前からいわれる幕藩体制の構造を明らかにし、また、触研究に情報を提供するものである。

全国の所領構成の分析、関係の先行研究から、Aは徳川家を主とする親藩、譜代、直轄地、中小外様大名等からなる領国、Bは加賀前田家等19家(藩)の国持外様大名とその分家(藩)の各家からなる領国地帯といえるもので、Aに対して自立的であると考えている。

研究代表者は、A、Bからなる両領国体制の存在、構造の研究(「公儀触伝達にみる徳川領国と国持外様領国の構造 京都、山城・丹波・丹後国と因幡・伯耆国の比較から」京都府立大学学術報告人文、2019)を先行研究に学んで行い、近世には「大公儀」(大名の公儀の上位公儀)という当時、日本社会を規定する概念があり、それを、Aを基盤とする「徳川公儀(政権)」が担い、Bを統制して国家運営を行なう構造を明らかにした。

しかし、それは限られた地域と年であり、他の地域、他の年、その他(Bが発給する触等)の分析も必要である。両領国体制、大公儀は各時代の体制、現代社会の「公共」概念にも関係することが予想される。また、先の拙論は、触研究(水本邦彦『海辺を歩き交うお触れ書 浦触の語る徳川情報網』吉川弘文館、2019)に参考文献として記載されるなど、法制史研究に役立っている。これらによりさらなる深化をめざして本研究を行うことにした。

本研究の背景は幕藩体制と触研究である。本研究は幕府や藩などのあり方を問うている。従って、幕府と各地の藩とによって、政治的な支配権力が分有され、地方分権的であるとともに実質上は中央集権的な国家体制をなしていた、とされる幕藩体制が背景にある。その体制と密接に関係するのが触である。この体制の特質の研究はこれまで特定の理論によって行われたが行き詰まり、また実相を取り入れられた研究も行われたが、ここ数十年は研究されていない。今日の幕藩体制は、ただ単に、幕府と藩による体制、という程度の意味で使用されている感があり、触についても末端の村町までの伝達を視野にいれた研究は行われていない。幕藩体制の定義は間違っていないが、例えば、研究代表者の疑問「なぜ、8ヶ国に領地が分散する大名(山城国淀藩)がいるのか」などを説明するのには不十分である。実相にもとづく構造研究が望まれている。

2. 研究の目的

本研究は、A徳川領国のア京都、山城・丹波・丹後国、イ江戸、武蔵国、B国持外様領国のウ因幡・伯耆国、工周防・長門国を相互に公儀触の伝達から比較検討し、「両領国体制の存在、構造をさらに明らかにすること」を目的とする。

研究代表者は、ア、ウを公儀触の伝達によって比較検討し、両領国体制の存在、構造を明らかにした。具体的には、公儀(幕府)から出された天保13年(1842)1年分の453触(『幕末御触書集成』)を江戸から末端のそれぞれの村町までの伝達を追跡することによって比較検討を行った。その結果、アには全国に伝達されるべき内容(貨幣関係など)の全国触とAの江戸などに関係する地域が限定される触が確認されたが、Bのウの村には全国触3触しか伝達されていないことが確認できた。先に大公儀は徳川公儀が担っていたとしたが、全国触は大公儀からの触、A内のみに関係する触は徳川公儀触とし、大公儀触しか伝達されていないBは大公儀触・徳川公儀触が伝達されるAとは異なる構造の地域で、AとBは別個に存在し、大公儀触の伝達により大公儀がBを統制しているとし、AとBからなる両領国体制は存在するとした。

このように両領国体制の存在等を明らかにしたが、これは地域、年を限ったことである。そのため残りの地域、他の年に関しても公儀触による検証を行う必要がある。そのため本研究では、ア、ウを比較検討の基幹地域として、これにAとして、政権の本拠地江戸があるイ、Bとして関ヶ原の戦いでは西軍であった毛利家領の工を検討地域に加えて、先の研究と同じ方法で検討し、体制の存在の確認、構造(公儀、各領国の構造等)の分析、検討などを行うことを目的とする。

3. 研究の方法

同一時期(年幅は状況により検討)の公儀触によって、A徳川領国(ア京都、山城・丹波・丹後国、イ江戸、武蔵国)、B国持外様領国(ウ因幡・伯耆国、工周防・長門国)毎に、末端の村町までの伝達(大公儀<老中>から町村<庄屋、名主>までの各段階)の状況、触の内容等を分析、比較する。

具体的には次のように行う。

令和2年度(2022)

ア～工等に関するアーカイブズ(文書館等)等において、領主(藩、公儀代官所等)、村町等関係の御用留、触留等の所在・内容等の確認を行う。併せて、関係者の両領国に関する自意識がうかがわれる資料の調査を行う。

の結果により調査年代を設定し、資料撮影を行う。併せて、調査対象地域の触伝達機構等の分析を行う。

令和3年度(2021)

収集画像データの分析(翻刻)を行う。

ア～エへの伝達された公儀触(『御触書集成』『幕末御触書集成』)の内容、ルート等の分析を行う。

令和4年度(2022)

分析結果をもとに触関係、調査地域の研究者等と研究会を行う。

最終的に、調査年代の公儀触がア～エの末端の村町までにどのように伝達されたか、どのような大公儀触、もしくは徳川公儀触が両領国へ伝達されたか、を明らかにする。それにより両領国体制の存在、A・Bの構造、公儀(大公儀・徳川公儀・国持大名公儀等)とは何かを明らかにする。

研究紀要等への報告の掲載などを行う。また、触留等の画像の公開希望があれば内容明細などの情報提供を行う。

4. 研究成果

本研究は、公儀触(法令等)のA徳川領国とB国持外様領国の末端の村町までの伝達を分析することによって、A、Bによる両領国体制の存在を確認し、構造を明らかにする、それによっていわゆる幕藩体制の構造を明らかにし、また、触研究に情報を提供することを目的とする。

コロナ禍で遅れ気味であったが、Aは埼玉県立文書館(武蔵国)、Bは山口県文書館(周防・長門国)、A関係の京都府京丹後市久美浜町神谷神社所蔵の太刀宮文書(久美浜代官所郡中代等文書)(丹後国久美浜代官所領)を中心に、3ヶ年にわたり収集した資料の分析を行った。

領主文書は分析中であるが、村町に伝達された公儀触の分析結果、欠年があるが寛政8年(1796)～万延元年(1860)の15年分の公儀触を確認できた。各地域の重複分を除いて、武蔵国109触、久美浜代官所領は文化8・天保13・14年の3ヶ年分であるが27触、周防・長門国は32触、の合計168触(重複21触)であった。年平均(小数点以下省略)は11触、同じく武蔵国は7触、同じく久美浜代官所領9触、同じく周防・長門国は2触であった。前二者の徳川領国の国等に比べて国持外様領国の周防・長門国は少ない結果となった。

これまでの研究で確認した天保13年分(1842)の結果と今回の結果の同年分を合わせて確認を行った。先の研究で、評定所編さんによる官撰の「御触書集成」の後をうけて編さんされた私撰による『幕末御触書集成』収載の天保13年分453触を基軸として、確認したところ、江戸(『江戸町触集成』)210触、京都(『京都町触集成』)40触、丹後国(代官所領)10触(5～12月)、因幡・伯耆国(国持外様鳥取池田家領)3触の伝達を確認している。今回の調査収集で確認した同年分は、武蔵国14触、久美浜代官所領15触(今回の再調査で追加)、周防・長門国5触であった。この比較でも周防・長門国は少ない。数の比較からであるが、国持外様領国への公儀触の伝達は、徳川領国と比較して少ないといえる。

周防・長門国の5触は、「通用停止之古金銀早々可引替之事」、「長窪宿人馬賃銭割増之事」、「百姓共風儀并農業等可心得品々之事」、「異国船取計方改正二付防禦筋用意之事」、「当用二付所持致候古金銀取扱方等之事」であった。因幡・伯耆国の3触は前述の「通用停止之古金銀早々可引替之事」と他(「似せ金銀銭拵候者并売捌候者取締之事」、「旅稼之歌舞伎役者共抱入間敷之事」)であった。共通しないものもあるが、いずれにしても貨幣、風儀、交通など全国に伝達されるべき全国触といえるものである。徳川領国の武蔵国、久美浜代官所領の公儀触については、その背景を確認して判断すべきであるが、その内の「利根川等本堤外江小土手築立間敷之事」は利根川など同領国内のみに関係している。これらから、先の研究の結論と同様に全国触のみが伝達される国持外様領国は、徳川領国と異なる地域で両領国は存在すると追確認を行うことができた。なお、領主段階の伝達も含めた総合的分析は次の機会に行うこととした。

本研究の他の目的に「公儀」そのものの調査がある。今回の調査で周防・長門国における「公儀」のあり方を萩毛利家の永代家老で大身給人益田家の家老の清水益田家文書、大身給人益田家領の庄屋の文書目録から確認した。両資料中に「大公儀」、「公儀」を確認し、それらはいずれも萩毛利家の「公儀」を指し、「大公儀」とも表現することから大身給人益田家にも「公儀」があると、結果、萩毛利家(萩藩)領には同家の「大公儀」と大身給人の「公儀」が、重層して存在すると考察した。また、武蔵国の公儀触の調査で、「公儀」に類する「太途(大途)」を確認した。これらによって今後の「公儀」研究をさらに進めていくことにした。

以上の成果は、「徳川領国(武蔵国・久美浜代官所領<丹後・但馬国>)と国持外様領国(周防・長門国)の公儀触等」としてまとめ、次に述べる報告書に掲載した。

本研究の他のもう一つの目的として触研究への情報供や研究成果の地域還元がある。

A関係の史料とするため前述の神谷神社所蔵の太刀宮文書(丹後国久美浜代官所郡中代等文書)の調査を、同神社、地域の同市教育委員会文化財保護課、京都府立丹後郷土資料館の協力を得て実施し、併せて約1千点弱の文書を撮影し、デジタルデータ化を行った。調査内容は、報告書(京都府立大学文化遺産叢書第26集『京丹後市久美浜町太刀宮文書(久美浜代官所郡中代等文書)・佐治家資料調査と御用留横断研究』)にまとめ、刊行、オープンアクセス化を行うとともに、触研究に必要な御用留、触留を含む撮影データについては、研究代表者、京都府立大学歴史学科、前述の協力していただいた2機関で協議し、従来から地域資料の公開を行っている京都府立丹後郷土資料館において管理していただくこととなり、地域、全国的な触研究等への活用が可能となった。

なお、同文書の調査過程等を「京丹後市久美浜町太刀宮文書等調査(3)」としてまとめ、『京都府立大学歴史学科フィールド調査集報9』に掲載した。

本研究では、京都府内外で調査を行い、調査先の研究者から、公儀触や触が記録されている御用留、触留、地域に伝達された公儀触等についてご教示をいただいた。それらは今後の研究に有用なものであり、先に述べた報告書に「二 御用留横断研究」としてまとめ、紹介することができた。

太刀宮文書の調査では、新発見などがあり、貴重な成果を得ることができた。そのため、地域への成果還元を、協力をいただいた機関と協議し、次の企画を実施した。

京丹後市教育委員会と協働して、企画展示(テーマ「『海の代官所』と太刀宮文書」)、文化財セミナー(同テーマ)を実施し、多くの方々の展観、聴講があった。

京都府立丹後緑風高等学校久美浜学舎と協働して、出前講座を2年生みらいクリエイイト科の授業「みらい探究」として、現地見学、文書の解説、原本の展観等を実施し、地域の歴史を紹介することができた。

多くの関係者のご協力をいただき、以上の成果を得ることができたが、コロナ禍で領主文書の調査が遅れ、公儀触伝達の領主段階の分析が進まず、この段階と末端の村町まで伝達を含めた総合的な分析を課題として残さざるを得なかった。

また、御用留の内容を分析して、細目次の作成、本文の翻刻など行ったが、先に述べた報告書は紙媒体であり、十分に収録しきれなかった。このことも触研究への情報提供という本研究公約上今後の課題として残さざるを得なかった。

なによりも最大の今後課題は、ここまで検証した地域(国)は明治初期の73国中の8国で残り65国は未検証ということである。

以上の課題を今後の課題として、今後も分析を進めていきたい。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計6件（うち査読付論文 0件／うち国際共著 0件／うちオープンアクセス 5件）

1. 著者名 山田洋一	4. 巻 9
2. 論文標題 京丹後市久美浜町太刀宮文書等調査（3）	5. 発行年 2023年
3. 雑誌名 京都府立大学文学部歴史学科フィールド調査集報	6. 最初と最後の頁 17
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている（また、その予定である）	国際共著 -

1. 著者名 山田洋一	4. 巻 26
2. 論文標題 徳川領国（武蔵国・久美浜代官所領＜丹後・但馬国＞）と国持外様領国（周防・長門国）の公儀触等	5. 発行年 2022年
3. 雑誌名 京都府立大学文化遺産叢書	6. 最初と最後の頁 169 186
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている（また、その予定である）	国際共著 -

1. 著者名 山田洋一	4. 巻 0
2. 論文標題 宇和島伊達家領の榎谷御番所	5. 発行年 2022年
3. 雑誌名 芝家文書調査報告	6. 最初と最後の頁 23-27
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 山田洋一	4. 巻 8
2. 論文標題 京丹後市久美浜町太刀宮文書等調査（2）	5. 発行年 2022年
3. 雑誌名 京都府立大学文学部歴史学科フィールド調査集報	6. 最初と最後の頁 41
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている（また、その予定である）	国際共著 -

1. 著者名 山田洋一	4. 巻 72
2. 論文標題 「国持」の認識：両領国体制（徳川領国・国持外様領国）の存在と構造に関して	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 京都府立大学学術報告. 人文	6. 最初と最後の頁 293 - 330
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている（また、その予定である）	国際共著 -

1. 著者名 山田洋一	4. 巻 7
2. 論文標題 京丹後市久美浜町太刀宮文書等調査	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 京都府立大学文学部歴史学科フィールド調査集報	6. 最初と最後の頁 40
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている（また、その予定である）	国際共著 -

〔学会発表〕 計0件

〔図書〕 計0件

〔産業財産権〕

〔その他〕

-

6. 研究組織

	氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
研究分担者	東 昇 (higashi noboru) (00416562)	京都府立大学・文学部・教授 (24302)	

7. 科研費を使用して開催した国際研究集会

〔国際研究集会〕 計0件

8. 本研究に関連して実施した国際共同研究の実施状況

共同研究相手国	相手方研究機関
---------	---------